

阿賀野市告示第127号

市道路線の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年4月25日

阿賀野市長 加藤 博幸

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 区域変更の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 2 供用開始の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 3 供用開始の期日 | 令和7年4月25日 |

区域変更

区分		路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)	幅員 (m)	重要な 経過地
変 更	前	12013	中山口南線	山口町一丁目 1748 番	南安野町 2397 番	563.2	4.1～ 22.1	
	(A) 563.2					4.1～ 22.1		
	後					(B) 571.9	4.0～ 22.1	

供用開始

区分		路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)	幅員 (m)	重要な 経過地
変 更	前	12013	中山口南線	山口町一丁目 1748 番	南安野町 2397 番	563. 2	4. 1～ 22. 1	
	(A) 563. 2					4. 1～ 22. 1		
	後					(B) 571. 9	4. 0～ 22. 1	

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。